

報告書(素案)への御意見等を受けた対応状況

資料3

※赤字が素案からの修正箇所、うち下線・太字が委員指摘を踏まえた箇所

項目No.	発言者	意見の概要	意見を受けての対応案	資料1-2でのページ・行	報告書(素案)からの修正箇所
II 地籍調査					
II-1-1(1) 地籍調査の概要と効果					
1	藤巻委員	(第13回小委員会の)地籍アドバイザー発表資料の8ページで、地域活性化に触れられたことを踏まえ、報告書2ページの地籍調査の効果の段落に、例えば「地域の土地利用の活性化」という文言を追加してはどうか。	御指摘を踏まえ、該当箇所に記述を追加。	2ページ 23～27行目	例えば、 境界等が明確となったことで、地籍調査の実施済み地域において民間の土地取引が促され、地域の土地利用の活性化が図られるとともに 、公共事業等の際には、土地の基礎的情報が明確化されることで、用地リスクの少ない計画の策定が可能となるなど、事業期間の短縮・コスト縮減が図られる。
II-1-1(3)-③ 風水害の激甚化と巨大地震の懸念					
2	市古委員	4ページ6行目の「災害」は「自然災害」とする方が適切ではないか。	御指摘を踏まえ、記述を修正。	4ページ 5～10行目	昨年だけでも平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとして 自然 災害が相次いで発生していることを踏まえれば、近年の気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に備える観点から、特に被災想定地域等において、重要な防災対策である地籍調査の速やかな実施により、円滑な防災・減災事業の実施や、迅速な復旧・創造的な復興につなげることが求められる。
II-1-1(4)-① 地籍調査の抱える課題					
3	—	—	事務局修正 (課題のパートに未着手・休止市町村の解消に関する記述がなかったため、12ページから文章を移動して追記)	5ページ 15～19行目	また、第6次十箇年計画に位置付けられた未着手・休止市町村の解消に向けては、地籍調査の重要性に関する普及啓発や、地籍アドバイザー派遣制度等による支援に取り組んできたところであり、東日本大震災等も契機として、調査を実施中の市町村数は年々増加しているが、未着手・休止の市町村の解消には至っていない。
II-1-1(4)-② 課題に対する対応方針					
4	—	—	事務局修正 (対応方針のパートに未着手・休止市町村の解消に関する記述がなかったため、12ページの内容を踏まえ、文章を追記)	6ページ 9～12行目	また、地籍調査の未着手・休止の主な要因として、市町村の予算や体制が十分でないことが挙げられるが、現に多くの市町村が地籍調査に取り組んでいることも踏まえ、着手・再開への様々な障壁を取り除くためのアプローチが必要である。
II-2-1(1)-③ 土地所有者等の所在が不明な場合の措置の導入					
5	伊藤委員	7ページ34行目の「その範囲」の指すものが分かりづらいため、明確にすべきではないか。	御指摘を踏まえ、記述を修正。	7ページ 34行目 ～ 8ページ 1行目	また、客観的資料に関する判断に資するよう、 当該資料 の範囲を明確化する必要がある。
II-2-2(2)-① 官民境界等先行調査の促進					
6	—	—	事務局修正 (関係部局との調整の結果、一定の方向性の整理が得られたことを踏まえ、追記)	8ページ 34行目 ～ 9ページ 7行目	このため、地籍調査の実施主体が官民境界等を先行的に調査した場合の成果を、国土調査法上の認証・公表の対象とするなど、その位置付けを明確にすること等により、 街区を形成する道路等の管理者などとも更なる連携を図りつつ 、官民境界等先行調査の促進を図る必要がある。また、整合性の高い民間測量成果等の蓄積を促進する観点や、土地取引等の円滑化を図る観点から、広くその成果の活用を促す方策等についても検討する必要がある。なお、 官民境界等先行調査を行うに当たっては、街区を形成する道路等の管理者等とも更なる連携を図る必要があり 、例えば、地籍調査の実施主体の求めに応じ、当該管理者等から地籍調査に関連する情報の提供がされるような仕組みや更なる協力体制の構築を検討する必要がある。
II-2-1(1)-② 土地所有者等の筆界確認手法の多様化					
7	伊藤委員	地籍調査における筆界特定の特例について、中間とりまとめ以降、具体的な要件が検討されているのであれば記述できないか。	具体的要件については法務省と調整中であり、中間とりまとめにおける記述より詳細な内容は、現時点では確定していないところ。	—	(修正なし)
II-2-4(4)-② 地籍整備の状況を表す新たな指標の設定・公表					
8	伊藤委員	新たな指標の目的に関する記載が重複しているので、整理すべき。	御指摘を踏まえ、記述を修正。	11ページ 21～25行目	地籍整備については、これまで、主に都道府県別・地帯(都市部・山村部)別の地籍調査の進捗率が指標とされてきたが、 調査の進捗を国民に分かりやすく伝えるとともに、調査の実施主体等がその進捗を適切に把握できるようにするためには、既存の進捗率に加え 、施策分野ごとの達成状況を表す新たな指標の設定・公表についても検討することが必要である。
II-2-6(6) 未着手・休止市町村の解消(課題解決型のアプローチ)					
9	布施委員	地籍調査の未着手・休止解消へのアプローチの三つの観点は分かりやすいが、独立した観点としてではなく、総合的に捉えるべきではないか。	御指摘を踏まえ、3つのアプローチを総合的に講じることが必要である旨の記述を追加。	12ページ 22～25行目	こうした課題を解決するためには、これまでの普及啓発に加え、 地籍調査の実情や実施手法に関する理解を促すとともに、調査に着手するハードルを下げて取組意欲を向上させるためのアプローチを総合的に講じることが重要である。

項目 No.	発言者	意見の概要	意見を受けての対応案	資料1-2でのページ・行	報告書(素案)からの修正箇所	
10	千葉委員	地域の特性に応じた対応が可能となるので、地籍アドバイザーのブロックごとの派遣に賛成。	御指摘を踏まえ、アドバイザーのブロックごとの選任について記述を追加。	12ページ 32行目	<p>・未着手・休止市町村への実践的なアプローチを強化するため、地籍アドバイザー派遣制度について、例えば地方ブロックごとにアドバイザーを選任し未着手・休止の解消のために重点派遣するメニューを新設すること。また、計画準備や工程管理も含めた包括的な民間委託制度(国土調査法第10条第2項)の更なる活用に向けた取組を促進すること。</p> <p>また、休止市町村については、課題やアプローチが未着手市町村と共通する面もあるが、過去に実施した調査に関連する個別の事情を抱えている場合もあることから、それぞれの事情に応じたきめ細やかな対応が必要である。こうした未着手・休止市町村の解消に向けては、市町村をサポートする都道府県の役割も非常に重要である。例えば、市町村長へのアピールや市町村担当者向けの助言、研修の実施のほか、市町村間の広域連携のコーディネート、県が自ら実施主体となる地籍調査の実施等が効果を発揮している例もある。都道府県においては、これらも参考にした積極的な取組が望まれる。</p>	
11	吉原委員	一文が長く文意が分かりづらいので、分けて記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、記述を修正。	13ページ 5行目		
12	石井委員	市町村の中には、林地のうち人工林でないところは(森林施業の予定がないことから)調査の優先度が低いことを理由に調査が実施されず、休止となっている場合がある。休止解消に関しては、地域ごとの事情を踏まえたアプローチが必要ではないか。	御指摘を踏まえ、休止市町村の個別の課題への対応に関する記述を追加。	13ページ 14～21行目		
13	藤巻委員	未着手と休止では、要因が異なるのではないか。休止は、一度着手した後に挫折したものであると考えられ、未着手と分けて対策を考える必要がある。				
14	山脇委員	地籍調査の休止市町村については、休止状態が続いている期間の長短など、個々の市町村の事情に応じた対応が必要ではないか。				
15	石井委員	兵庫県では、県営事業として地籍調査を実施し、未着手を解消。				御紹介いただいた事例を踏まえ、都道府県に期待される取組として記載。
16	吉原委員	近年、市町村間の広域連携が進んでおり、こうした連携のコーディネート役が重要。	御指摘を踏まえ、都道府県の役割に関する追記箇所において、市町村の広域連携について言及。			
17	中山委員	地籍調査の休止市町村について、例えば県内の広域行政単位の範囲の中でも状況に差異があることをアピールすることが良いのではないか。	未着手・休止市町村の解消における都道府県の役割について追記。御意見いただいたような取組について、都道府県で行われることも期待される。			
18	石井委員	未着手・休止解消は重要であるが、多くの市町村で調査が実施されるようになると、予算の不足が懸念されるため、国において予算額の確保を願いたい。	地籍調査が円滑に実施されるよう、国としても、あらゆる機会を捉えて、予算の確保に努めてまいりたい。	—		(修正なし)
19	荻田係長 (地籍アドバイザー)	地籍調査の未着手市町村については、例えば3年程度は試行期間として、モデル的に小面積な地区の調査を最後まで実施し、その後計画的に調査を進めることが良いのではないか。	未着手・休止市町村の解消に向けて、いただいた御意見も踏まえながら具体的な取組を検討・実施してまいりたい。	—		(修正なし)
20	中山委員	地籍アドバイザーについて、退職した元市町村職員も登録できるのであれば、派遣だけでなく一定期間の勤務ができるような制度にはどうか。	退職した元市町村職員等、地籍調査に関して知見を有する人材を市町村が臨時職員等として雇用する場合の経費については、国の負担金により支援することも制度的には可能。	—		(修正なし)
Ⅱ-2-(7)-② 地籍調査に関する普及・啓発等						
21	清水委員長	地理総合の必修化について、土地分類調査だけでなく地籍調査についても、そうした中で啓蒙していくということが記載されてもよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、普及・啓発の箇所に、地理総合の必修化に関する記述を追加。	13ページ 32行目		<p>地籍調査の効率的かつ円滑な実施を図るため、所有者不明土地への社会的な関心の高まりや、高等学校における「地理総合」の必修化といった社会の大きな動向も踏まえつつ、地籍調査Webサイトの充実を図ること等により、地籍調査の必要性や効果に関する国民や各種団体への情報発信等の普及・啓発に努めるとともに、引き続き、様々な機会を通じて、地籍調査の進捗が遅れている市区町村に対して国及び都道府県から働きかけを行う必要がある。</p>
22	石井委員	森林組合による活動が、山村部での地籍調査の再開につながった事例があった。未着手・休止の解消には、地域住民を巻き込んだ取組が重要ではないか。	ご指摘を踏まえ、普及啓発の対象として「各種団体」という記載を追加。	14ページ 4行目		
23	市古委員	市町村が独自に定める計画について、次期十箇年計画においてはどのような意味を持つのかを、報告書に盛り込むべきではないか。	ご指摘を踏まえ、該当箇所に記述を追加。	14ページ 5～8行目		
24	荻田係長 (地籍アドバイザー)	市町村による地籍調査の基本計画について、国の十箇年計画や都道府県計画と連携させることで、進捗率の向上に寄与するのではないか。				
<p>また、市町村の中には、地籍調査に関する計画や方針等を自主的に策定している例も見られ、これらは調査の計画的な実施に資するほか、地域住民への普及・啓発の観点からも有効であり、こうした取組も参考にすべきである。</p>						

項目 No.	発言者	意見の概要	意見を受けての対応案	資料1-2でのページ・行	報告書(素案)からの修正箇所
25	山脇委員 吉原委員	地籍調査の未着手市町村に対しては、地籍調査の意義や国の方針を理解してもらうことが必要ではないか。	報告書(案)中、14ページ2行目より「様々な機会を通じて、地籍調査の進捗が遅れている市町村に対して国及び都道府県から働きかけを行う」と記載しており、これを踏まえながら具体的な取組を検討・実施してまいりたい。	—	(修正なし)
II-2-(7)-③ 地籍調査の推進に係る人材育成・技術向上					
26	高橋次長 (御殿場市)	地籍アドバイザーの派遣回数には限界があるので、地籍調査の担当者向けのマニュアルの整備が必要。	ご指摘を踏まえ、新設した「③ 地籍調査の推進に係る人材の育成・確保」の中で、マニュアルの整備について言及。	14ページ	地籍調査を実施する市町村等の調査への理解を深めるとともに、事務の負担軽減に資するよう、 担当者向けのマニュアルの整備 、研修の充実等を通じて人材の育成・確保を図る必要がある。また、調査の実務を担う民間事業者の技術の更なる向上を図る観点から、 地籍調査に関する民間資格の積極的な活用も検討すべき である。こうした人材の育成・確保や、それを通じた効率的かつ適正な地籍調査の推進等において、関係団体の果たす役割は重要である。
27	千葉委員	10条2項委託の推進には、地籍調査に関する民間資格の活用も有効。	ご指摘を踏まえ、新設した「③ 地籍調査の推進に係る人材の育成・確保」の中で、民間資格の活用について言及。	13～19行目	
III 土地分類調査					
III-1-(3)-① 風水害の激甚化と巨大地震の懸念					
28	近藤委員	水文学の分野では、流木による被害対策が課題となっており、森林は地籍調査と土地分類調査の両方が重要。	ご指摘を踏まえて、「流木による災害」についての記載を追加。 なお、流木災害への対策のためには適切な森林整備が重要であり、その円滑な実施の観点からも、山村部での地籍調査の推進に、林務部局と連携しながら取り組んでまいりたい。(山村部の地籍調査の迅速化における林務部局との連携については、10ページに記載)	16ページ 4～8行目	また、 平成29年7月九州北部豪雨による土砂・流木による災害 、平成30年7月豪雨による洪水、平成30年北海道胆振東部地震による液状化被害など、土地条件に起因して甚大な被害となった災害も多く発生し、今後の災害に備える観点から、土地の潜在的なリスクを知ることの重要性が高まっている。
III-2-(1)-② 災害リスクの高い地域の優先化					
29	市古委員	16ページに自然災害に対する土地条件の脆弱性の記載があり、過去の災害履歴などを指すと思料するが、具体的な内容を書くべきではないか。	ご指摘を踏まえ、該当箇所に記述を追加。	17ページ 31～33行目	優先度は、法律に基づく災害想定区域の指定状況、 既往災害の発生状況や災害の起こりやすい土地条件、人口集中度等 を総合的に勘案する必要がある。
III-2-(2) 調査成果の利活用の促進					
30	片山委員	土地分類調査により、土地利用が農地から森林に変わってきている箇所を判別できないか。	土地分類調査成果と国土数値情報を組み合わせることである程度現況は判別することが可能と考えられる。そのようなニーズも踏まえて、国土数値情報等の地理空間情報と組み合わせたデータ提供方法の高度化を図ってまいりたい。	—	(修正なし)
III-2-(3) 土地分類調査に関する普及・啓発、地理教育等					
31	久保委員	土地分類調査について、地理総合の必修化に言及しているが、報告書において、地理総合に含まれる三つの項目との関係が分かるよう、具体的な内容も入れてはどうか。	ご指摘を踏まえ、該当箇所に記述を追加。	18ページ 13～19行目	令和4年度の高等学校における「地理総合」の必修化により、 学校教育において地理空間情報の活用、自然災害への理解が重視されることを踏まえて 、国土交通省ホームページ(国土調査(土地分類基本調査・水基本調査等)ホームページ、地理院地図等)からの情報提供の充実を図ること等により、調査成果等の 地理空間情報 から広く国民が 地域における 土地の安全性、災害リスク等の判断に活用できるよう、国民への情報発信による普及啓発の強化を図る必要がある。
32	近藤委員	土地分類調査は、全国レベルで網羅・活用される情報であるが、地域レベルでの活用も含めた階層的な使い方も必要ではないか。	ご指摘を踏まえて、該当箇所に地域レベルでの活用に関する内容を追記		
IV おわりに					
33	—	—	事務局修正 (最近の関係会議・審議会における議論の動向を追記。)	19ページ 1～9行目	このような中、政府全体としても、令和元年6月に決定された所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和元年6月14日所有者不明土地等対策の推進に関する関係閣僚会議決定)において、本小委員会での検討を踏まえ、地籍調査の円滑化・迅速化を図るための措置等を講じることが位置付けられた。また、国土交通省では、国土審議会において、土地政策の全体像の再構築に向けた議論が開始されたところである。加えて、法制審議会においても、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等の改正についての検討が行われているところである。